

「ひらふ坂」歩道ロードヒーティング電気代

町が全額負担していることの違法性について

町長

政策的な町の判断、法に違反していない 課題が山積、十分な検討が必要



小川 不朽 議員

意の徴収は極めて困難、オフィシャルで強制力のある徴収方法によって財源化することができないか」という趣旨の地元の意向を受けた。

発生した場合は、そのつなぎ期間は町が負担するしかないという点について、参加者との合意形成がなされた。

ヒーティングの設置が実現した経緯などを踏まえ、町として政策判断したものである。

歩道3.5mに設置したロードヒーティングのうち、民地側1.5m分の電気使用量に基づく電気料金は、町が北電との契約に基づき債権者である北電に支出している。

どのようにしていくのか鋭意、地域とも協議していかねければならないと思っているが、現状でその方策は、負担のあり方を含めて課題が山積しているため、十分な検討が必要だと思っている。

小川

ひらふ地域が負担するロードヒーティング電気代を町が全額負担していることの違法性について問う。

町長

平成22年4月、地域との懇談で、町は「町が全ての電気料を負担することにはならない、地元の体制づくりを新たに構築することが最優先」との考え方を伝えたところ、地域から「会費や協力費など任



道道二セコ高原比羅夫線（「ひらふ坂」）

小川

解決が図られずに、100%の電気代を町が北電に支払っている状況について、町長の解決を図る努力が感じられない。

ひらふ地区が負担すべき60%に相当する電気代は、地方自治法の規定からして、町費で支出するべきでないかと判断するが、これまで町費でいくら

一般質問 小川 不朽



道道二セコ高原比羅夫線（「ひらふ坂」）

払ったのか。

町長

平成24年度70万3327円、平成25年度527万2451円、平成26年度94万416円、平成27年度96万57658円、平成28年度は2月分までの支払いで768万3595円となっている。

その他に、4件の質問をしました。（7P参照）

その他に、4件の質問をしました。（7P参照）

今後これらについて、